

〔 調 査 結 果 の 概 要 〕

1 年間所定労働時間(表1、表2)【集計第2-1表～第2-4表】

年間所定労働時間(平成18年1月1日から同12月31日までの1年間)を1社当たり平均で見ると、本社事務で1,881時間54分(平成16年1,881時間41分)、主たる事業所の交替なき勤務(以下「交替なき勤務」という。)で1,895時間19分(同1,890時間55分)、主たる事業所の2交替勤務(以下「2交替勤務」という。)で1,895時間22分(同1,890時間06分)、主たる事業所の3交替勤務(以下「3交替勤務」という。)で1,862時間26分(同1,865時間58分)となっている。前回(平成16年調査。以下同じ。)に比べ、本社事務はほぼ同じであり、交替なき勤務で4時間24分、2交替勤務で5時間16分とそれぞれ増加し、3交替勤務で3時間32分減少している。

表1 年間所定労働時間の推移

年	本 社 事 務		主 たる 事 業 所					
			交 替 な き 勤 務		2 交 替 勤 務		3 交 替 勤 務	
	集 計 社 数	年 間 所 定 労 働 時 間	集 計 社 数	年 間 所 定 労 働 時 間	集 計 社 数	年 間 所 定 労 働 時 間	集 計 社 数	年 間 所 定 労 働 時 間
平 成	社	時 間 : 分	社	時 間 : 分	社	時 間 : 分	社	時 間 : 分
8年	371	1,874:30	371	1,883:46	154	1,889:55	180	1,867:25
10年	334	1,873:22	329	1,882:29	120	1,888:20	153	1,862:41
12年	343	1,872:32	332	1,881:45	118	1,889:54	151	1,864:52
14年	305	1,878:19	290	1,885:22	108	1,887:57	130	1,864:08
16年	286	1,881:41	254	1,890:55	108	1,890:06	117	1,865:58
18年	223	1,881:54	169	1,895:19	81	1,895:22	78	1,862:26

年間所定労働時間の分布を本社事務についてみると、「1,850時間以上1,900時間未満」が103社(集計企業223社の46.2%)で最も多く、次いで「1,900時間以上1,950時間未満」の43社(同19.3%)、「1,950時間以上2,000時間未満」の31社(同13.9%)などとなっている。

交替なき勤務では、「1,850時間以上1,900時間未満」が73社(集計企業169社の43.2%)で最も多く、次いで「1,900時間以上1,950時間未満」の36社(同21.3%)、「1,950時間以上2,000時間未満」の32社(同18.9%)などとなっている。

2交替勤務では、「1,850時間以上1,900時間未満」が30社(集計企業81社の37.0%)で最も多く、次いで「1,900時間以上1,950時間未満」の18社(同22.2%)、「1,800時間以上1,850時間未満」の15社(同18.5%)などとなっている。

3交替勤務では、「1,850時間以上1,900時間未満」が37社(集計企業78社の47.4%)で最も多く、次いで「1,800時間以上1,850時間未満」の24社(同30.8%)などとなっている。

表2 年間所定労働時間分布

(社)

年	集計社数	1,600時間未満	1,600以上 1,650未満	1,650以上 1,700未満	1,700以上 1,750未満	1,750以上 1,800未満	1,800以上 1,850未満	1,850以上 1,900未満	1,900以上 1,950未満	1,950以上 2,000未満	2,000時間以上
		1,650時間未満									
本社事務											
平成12年	343	-	5	4	13	16	55	135	64	48	3
14年	305	-	1	1	6	15	63	115	60	38	6
16年	286	-	-	1	7	12	47	126	49	39	5
18年	223	-		1	8	8	25	103	43	31	4
交替なき勤務											
平成12年	332	-	5	3	8	16	47	121	72	54	6
14年	290	-	1	1	3	15	52	104	65	42	7
16年	254	-	-	1	4	7	38	103	53	42	6
18年	169	-		-	2	4	18	73	36	32	4
2 交替勤務											
平成12年	118	-	-	1	1	6	15	49	24	21	1
14年	108	-	-	1	2	6	11	46	25	15	2
16年	108	-	1	-	2	5	13	46	23	13	5
18年	81	1		-	-	3	15	30	18	6	8
3 交替勤務											
平成12年	151	-	1	1	4	9	35	69	22	10	-
14年	130	-	1	1	1	6	37	63	13	8	-
16年	117	-	-	2	2	6	32	54	11	9	1
18年	78	-		1	1	3	24	37	9	3	-

(注) 平成18年調査では「1,650時間未満」の社については一括して集計、作表した(【集計第2表】に同じ)。

2 1日(通常日)の所定労働時間(表3、表4)【集計第3-1表～第3-4表】

1日の所定労働時間を平均で見ると、本社事務で7時間42分(前回7時間42分)、交替なき勤務で7時間42分(同7時間42分)、2交替勤務で7時間56分(同7時間50分)、3交替勤務で7時間20分(同7時間23分)となっており、前回に比べ本社事務と交替なき勤務では増減なく、2交替勤務では6分増加し、3交替勤務では3分減少している。

1日の所定労働時間の分布についてみると、本社事務では、「7時間30分超～8時間未満」が109社(集計企業223社の48.9%)で最も多く、次いで「8時間」の58社(同26.0%)、「7時間30分」の28社(同12.6%)などとなっている。

交替なき勤務では、「7時間30分超～8時間未満」が81社(集計企業169社の47.9%)で最も多く、次いで「8時間」の45社(同26.6%)、「7時間30分」が26社(同15.4%)などとなっている。

2交替勤務では、「7時間30分超～8時間未満」が23社(集計企業81社の28.4%)で最も多く、次いで「8時間」の20社(同24.7%)、「7時間超～7時間30分未満」の13社(同16.0%)、などとなっている。

3交替勤務では、「7時間超～7時間30分未満」が30社(集計企業78社の38.5%)で最も多く、次いで「7時間」の22社(同28.2%)、「7時間30分超～8時間未満」の13社(同16.7%)などとなっている。

表3 1日（通常日）の所定労働時間の推移

年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
平成	社	時間:分	社	時間:分	社	時間:分	社	時間:分
8年	371	7:39	371	7:39	154	7:40	180	7:21
10年	334	7:40	329	7:39	120	7:42	153	7:21
12年	343	7:39	332	7:39	118	7:41	151	7:19
14年	305	7:42	290	7:42	108	7:43	130	7:21
16年	286	7:42	254	7:42	108	7:50	117	7:23
18年	223	7:42	169	7:42	81	7:56	78	7:20

表4 1日（通常日）の所定労働時間分布

(社)

年	集計社数	6:30未満	6:30	6:30超 7:00未満	7:00	7:00超 7:30未満	7:30	7:30超 8:00未満	8:00	8:00超
		7:00未満								
本社事務										
平成12年	343	-	-	7	21	31	48	159	77	-
14年	305	-	-	1	10	26	43	142	83	-
16年	286	-	-	-	11	26	39	138	72	-
18年	223	1			10	17	28	109	58	-
交替なき勤務										
12年	332	-	-	7	22	33	45	153	71	1
14年	290	-	-	1	11	27	40	134	76	1
16年	254	-	-	-	12	19	39	120	64	-
18年	169	-			8	9	26	81	45	-
2交替勤務										
平成12年	118	-	-	-	5	35	10	37	25	6
14年	108	-	-	-	6	27	5	38	26	6
16年	108	-	-	-	5	23	10	36	25	9
18年	81	-			7	13	7	23	20	11
3交替勤務										
平成12年	151	1	-	1	42	62	10	24	11	-
14年	130	1	-	1	35	52	5	25	9	2
16年	117	-	-	1	27	50	5	22	9	3
18年	78	2			22	30	5	13	5	1

(注) 平成18年調査では「7時間未満」の社については一括して集計、作表した(【集計第3表】に同じ)。

3 年間休日日数(表5、表6)(集計第4-1表～第4-4表)

年間休日日数を平均で見ると、本社事務で121.0日(前回121.1日)、交替なき勤務で119.7日(同119.6日)、2交替勤務で117.8日(同121.3日)、3交替勤務で112.6日(同112.5日)となっており、前回に比べ本社事務で0.1日減少し、交替なき勤務で0.1日増加、2交替勤務で3.5日減少となっており、3交替勤務では0.1日増加した。

表5 年間休日日数の推移

年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	年間休日日数	集計社数	年間休日日数	集計社数	年間休日日数	集計社数	年間休日日数
平成	社	日	社	日	社	日	社	日
8年	371	120.6	371	119.2	154	117.6	180	111.9
10年	334	120.6	328	119.4	120	118.2	153	112.0
12年	343	120.8	332	119.5	118	118.9	150	111.8
14年	305	121.1	290	119.9	107	120.3	130	112.6
16年	286	121.1	250	119.6	108	121.3	115	112.5
18年	218	121.0	156	119.7	73	117.8	71	112.6

年間休日日数の分布についてみると、本社事務では、「120～124日」の127社(集計企業218社の58.3%)で最も多く、次いで「115～119日」の43社(同19.7%)、「125～129日」の36社(同16.5%)などとなっている。

交替なき勤務では、「120～124日」の89社(集計企業156社の57.1%)で最も多く、次いで「115～119日」の29社(同18.6%)、「125～129日」の18社(同11.5%)などとなっている。

2交替勤務では、「120～124日」の34社(集計企業73社の46.6%)で最も多く、次いで「105～109日」の12社(同16.4%)などとなっている。

3交替勤務では、「120～124日」の20社(集計企業71社の28.2%)で最も多く、次いで「105～109日」の18社(同25.4%)などとなっている。

表6 年間休日日数分布

年	集計社数	(社)									
		80日未満	80日以上90日未満	90日以上100日未満	100日以上110日未満		110日以上120日未満		120日以上130日未満		130日以上
		100日未満			100～104日	105～109日	110～114日	115～119日	120～124日	125～129日	
本社事務											
平成12年	343	-	-	1	12		72		257		1
14年	305	-	-	-	14		43		247		1
16年	286	1			2	12	13	23	188	45	2
18年	218	1			1	3	6	43	127	36	1
交替なき勤務											
平成12年	332	-	-	2	32		74		224		-
14年	290	-	-	1	27		50		210		2
16年	250	2			6	20	16	24	147	34	1
18年	156	-			3	9	8	29	89	18	-
2交替勤務											
平成12年	118	-	-	3	21		21		68		5
14年	107	-	-	3	18		19		60		7
16年	108	3			6	14	6	8	49	12	10
18年	73	1			6	12	5	6	34	6	3
3交替勤務											
平成12年	150	-	-	13	63		25		45		4
14年	130	-	-	9	57		19		39		6
16年	115	6			21	30	14	4	29	9	2
18年	71	5			9	18	12	4	20	1	2

(注) 平成16年調査より「100日未満」の社については一括して集計、作表している(【集計第4表】に同じ)。

4 所定外労働時間・休日労働に関する協定内容（18歳以上）

(1) 所定外労働時間

主たる事業所における所定外労働時間の限度をみると次のとおりである。

① 所定外労働時間の1日の限度（表7①）【集計第7-1表】

「7時間を超える」とする企業が85社（集計企業209社の40.7%）で最も多く、次いで「4時間」とする企業が42社（同20.1%）、「5時間」が24社（同11.5%）などとなっている。なお、平均では7時間20分である。

② 所定外労働時間の1カ月の限度（表7②）【集計第7-2表】

「45時間」とする企業の100社（集計企業198社の50.5%）が最も多く、次いで「40時間以上45時間未満」の34社（同17.2%）、「30時間以上40時間未満」の27社（同13.6%）などとなっている。なお、平均では47時間12分である。

③ 所定外労働時間の3カ月の限度（表7③）【集計第7-3表】

「120時間」とする企業が24社（集計企業39社の61.5%）で最も多く、次いで「100時間以上120時間未満」の4社（同10.3%）などとなっている。なお、平均では143時間33分である。

④ 所定外労働時間の1年の限度（表7④）【集計第7-4表】

「360時間」とする企業が161社（集計企業223社の72.2%）で最も多く、次いで「500時間以上」の30社（同13.5%）などとなっている。なお、平均では404時間07分である。

表7 所定外労働時間に関する協定内容（18歳以上）

① 所定外労働時間の1日の限度

(社)

集計社数	2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間	3時間超4時間未満	4時間	4時間超5時間未満	5時間	5時間超6時間未満	6時間	6時間超7時間未満	7時間	7時間超
調査産業計209社	-	2	10	4	42	7	24	3	17	2	13	85
製造業 131社	-	1	9	2	29	4	14	-	11	2	7	52

② 所定外労働時間の1カ月の限度

(社)

集計社数	20時間未満	20時間以上30時間未満	30時間以上40時間未満	40時間以上45時間未満	45時間	45時間超50時間未満	50時間	50時間以上60時間未満	60時間以上70時間未満	70時間以上
調査産業計198社	-	5	27	34	100	-	4	3	8	17
製造業 133社	-	5	23	30	63	-	1	-	5	6

③ 所定外労働時間の3カ月の限度

(社)

集計社数	50時間未満	50時間以上100時間未満	100時間以上120時間未満	120時間	120時間超140時間未満	140時間	140時間超150時間未満	150時間超200時間未満	200時間以上250時間未満	250時間以上
調査産業計 39社	-	-	4	24	1	-	2	2	2	2
製造業 27社	-	-	4	17	1	-	-	2	1	1

④ 所定外労働時間の1年の限度

(社)

集計社数	200時間未満	200時間以上300時間未満	300時間以上360時間未満	360時間	360時間超400時間未満	400時間以上450時間未満	450時間	450時間超500時間未満	500時間以上
調査産業計223社	-	5	19	161	1	3	-	4	30
製造業 145社	-	5	14	111	1	2	-	1	11

(2) 休日労働(表8)【集計第8表】

主たる事業所における「1カ月当たり」の休日労働の限度をみると、日数に定めのある企業では「2日」とする企業が67社(集計企業161社の41.6%)で最も多く、次いで「4日」が34社(同21.1%)、「3日」が28社(同17.4%)などとなっており、平均で2.3日となっている。また、具体的な日数では定めない「その他」の企業が15社(同9.3%)となっている。

表8 休日労働に関する協定内容 (18歳以上)

休日労働の1カ月当たり限度								(社)
集計社数	1日	2日	3日	4日	5日	6日以上	その他	
調査産業計161社	15	67	28	34	-	2	15	
製造業 98社	9	36	18	24	-	2	9	

(注) 「その他」は、具体的な日数では定めない場合等をいう。

5 変形労働時間制・みなし労働時間制の適用(実施)状況

(1) 変形労働時間制(表9)

① 1カ月単位(1カ月以内の一定期間)の変形労働時間制【集計第9-1表】

1カ月単位の変形労働時間制を実施している企業は103社で、集計企業220社の46.8%(前回47.6%)となっている。

実施部門をみると、「全部門」で実施する企業は41社(1カ月単位の変形労働時間制を実施している103社の39.8%)となっている。部門別(複数回答)にみると「生産部門」が39社で最も多く、次いで「販売・営業部門」の12社などとなっている。

② 1年単位(1カ月を超え1年以内の一定期間)の変形労働時間制【集計第9-2表】

1年単位の変形労働時間制を実施している企業は68社で、集計企業217社の31.3%(前回30.2%)となっている。

実施部門をみると、「全部門」で実施する企業が15社(1カ月を超え1年以内を単位とする変形労働時間制を実施している68社の22.1%)となっている。部門別(複数回答)にみると、「生産部門」が28社で最も多く、次いで「管理・事務部門」、「販売・営業部門」がそれぞれ9社などとなっている。

表9 変形労働時間制の適用(実施)状況

年	集計社数	適用(実施)社数	全部門	適用部門(複数回答)								
				本社	管理・事務部門	販売・営業部門	情報処理部門	研究・技術開発部門	運輸通信部門	生産部門	対人サービス部門	その他
1カ月単位(1カ月以内の一定期間)の変形労働時間制												
平成12年	343	141	61	11	14	14	10	9	13	53	8	18
14年	306	141	57	8	17	17	10	9	12	50	12	17
16年	288	137	51	53	57	60	47	40	38	82	43	31
18年	220	103	41	10	9	12	5	3	11	39	8	10
1年単位(1カ月を超え1年以内の一定期間)の変形労働時間制												
平成12年	343	52	10	4	7	8	3	7	3	30	2	3
14年	306	43	9	3	6	2	-	4	2	26	4	1
16年	288	87	19	19	21	20	15	17	8	59	7	9
18年	217	68	15	6	9	9	3	6	4	28	5	2

(注) 平成16年は、「全部門」と回答を得た企業にある各部門につき、「本社」～「その他」による回答も得て、「全部門」との重複した集計を行っている。

(2) フレックスタイム制(表10)【集計第9-3表】

フレックスタイム制を実施している企業は158社で、集計企業231社の68.4%(前回66.3%)となっている。
適用部門をみると、「全部門」で実施する企業が34社(フレックス制を実施している158社の21.5%)となっている。部門別(複数回答)にみると、「研究・技術開発部門」とする企業が95社と最も多く、次いで「本社」の77社、「情報処理部門」の73社、「管理・事務部門」の72社などとなっている。

表10 フレックスタイム制の適用(実施)状況

(社)

年	集計社数	適用(実施)社数	全部門	適用部門(複数回答)								
				本社	管理・事務部門	販売・営業部門	情報処理部門	研究・技術開発部門	運輸通信部門	生産部門	対人サービス部門	その他
平成12年	343	234	35	123	120	96	125	167	35	14	32	22
14年	306	206	31	117	111	92	114	148	29	9	33	23
16年	288	191	33	139	132	116	131	163	50	34	53	29
18年	231	158	34	77	72	62	73	95	21	4	17	16

(注) 表9に同じ。

(3) 事業場外労働のみなし労働時間制(表11)【集計第9-4表】

事業場外労働のみなし労働時間制を実施している企業は71社で、集計企業217社の32.7%(前回29.9%)となっている。

適用部門をみると、「全部門」で実施している企業が21社(事業場外労働のみなし労働時間制を実施している71社の29.6%)となっている。部門別(複数回答)に見ると、「販売・営業部門」とする企業が45社で最も多く、次いで「本社」、「情報処理部門」及び「研究・技術開発部門」がそれぞれ3社などとなっている。

表11 事業場外労働のみなし労働時間制の適用(実施)状況

(社)

年	集計社数	適用(実施)社数	全部門	適用部門(複数回答)								
				本社	管理・事務部門	販売・営業部門	情報処理部門	研究・技術開発部門	運輸通信部門	生産部門	対人サービス部門	その他
平成12年	343	70	17	-	-	47	1	2	-	1	2	3
14年	306	77	15	2	-	60	-	1	-	1	1	2
16年	288	86	19	25	23	82	23	20	14	12	17	14
18年	217	71	21	3	2	45	3	3	-	1	-	2

(注) 表9に同じ。

(4) 裁量労働のみなし労働時間制

① 専門業務型(表12)【集計第9-5表】

裁量労働のみなし労働時間制(専門業務型)を実施している企業は56社で、集計企業223社の25.1%(前回18.8%)となっている。

実施部門をみると、「全部門」で実施している企業が4社(裁量労働のみなし労働時間制(専門業務型)を実施している56社の7.1%)となっている。部門別(複数回答)では「研究・技術開発部門」とする企業が41社で最も多く、次いで「情報処理部門」の16社などとなっている。

② 企画業務型(表12、表13)【集計第9-6表、集計第10表】

裁量労働のみなし労働時間制(企画業務型)を実施している企業は27社で、集計企業222社の12.2%(前回6.3%)となっている。

実施部門をみると、「全部門」で実施している企業が6社(裁量労働のみなし労働時間制(企画業務型)を実施している27社の22.2%)となっている。部門別(複数回答)では「本社」が12社で最も多く、次いで「管理・事務部門」の7社などとなっている。

表12 裁量労働のみなし労働時間制の適用(実施)状況

年	集計社数	適用(実施)社数	全部門	適用部門(複数回答)								
				本社	管理・事務部門	販売・営業部門	情報処理部門	研究・技術開発部門	運輸通信部門	生産部門	対人サービス部門	その他
専門業務型												
平成12年	343	52	-	1	-	2	12	47	-	-	-	1
14年	306	54	1	1	2	1	16	50	-	-	-	1
16年	288	54	1	2	2	-	18	50	-	-	-	2
18年	223	56	4	2	-	-	16	41	-	1	-	6
企画業務型												
平成12年	343	7	-	4	2	2	-	-	-	-	-	-
14年	306	12	1	9	9	-	1	2	1	-	1	-
16年	288	18	1	13	13	3	1	2	-	-	1	2
18年	222	27	6	12	7	3	1	1	-	-	-	1

(注) 表9に同じ。

また、裁量労働のみなし労働時間制(企画業務型)の労使委員会の内容についてみると、「労働者を代表する委員数」では、「3人以上5人未満」とする企業が10社(集計企業27社のうち回答があった20社の50.0%)と最も多く、「委員の任期」では、「1年以上2年未満」とする企業が10社(同18社の55.6%)と最も多くなっている。なお、「労働者を代表する委員の選出方法」については、「労働組合の主要な役職者」とする企業が13社(同23社の56.5%)で最も多くなっている。

表13 裁量労働のみなし労働時間制(企画業務型)に係る労使委員会の状況等

年	集計社数	労使委員会における労働者側委員の状況		
		労働者を代表する委員の数(最多企業数)	委員の任期(最多企業数)	委員の選出方法(複数回答)(最多企業数)
平成18年	27	3人以上5人未満	1年以上2年未満	労働組合の主要な役職者
		10 (回答企業20社の50%)	10 (回答企業18社の55.6%)	13 (回答企業23社の56.5%)

6 所定外労働の賃金割増率

(1) 1日の労働時間が8時間に至るまでの所定外労働に係る取扱い【集計第11-1表】

通常の労働者について1日の所定労働時間が8時間未満の企業は177社で、集計企業233社の76.0%(前回76.6%)となっている。これらの企業のうち、1日の労働時間が8時間に至るまでの所定外労働について、「割増賃金を支給する」企業は146社(1日の所定労働時間が8時間未満である企業177社の82.5%)、「割増賃金を支給しない」企業は28社(同15.8%)となっている(無回答企業あり)。この場合の「割増賃金を支給する」企業における割増率は、1日の労働時間が「8時間を超え深夜に及ばない」場合の割増率と同率としている企業が124社(割増賃金を支給する企業146社の84.9%)となっている。

また、「割増賃金を支給しない」場合のその時間の賃金は、各人の「時間単価」で計算して支給するものが14社(割増賃金を支給しない企業28社の50.0%)、「定額」で支給するものが9社(同32.1%)などとなっている。

(2) 1日の労働時間が8時間を超える場合の所定外労働時間に係る取扱い

所定外労働を行った時間帯やその累計時間等に関わらず賃金割増率を一定率とする企業における、所定外労働時間の賃金割増率は次のとおりとなっている。

①8時間を超え深夜に及ばない場合(表14①)【集計第11-2表】

「30%」とする企業が104社(集計企業208社の50.0%)と最も多く、次いで「25%」が70社(同33.7%)となっている。また、平均割増率は28.0%となっている。

②8時間を超え深夜に及ぶ場合(表14②)【集計第11-3表】

「60%」とする企業が60社(集計企業215社の27.9%)と最も多く、次いで「50%」の54社(同25.1%)となっている。また、平均割増率は59.6%となっている。

表14 所定外労働の賃金割増率(一定率とする企業)

①8時間を超え深夜に及ばない場合

(社)

年	計	25%	25.1~ 29.9%	30%	30.1~49.9%					50%
					30.1~ 34.9%	35%	35.1~ 39.9%	40%	40.1~ 49.9%	
平成16年	255 (100.0)	89 (34.9)	27 (10.6)	126 (49.4)			13 (5.1)			- (-)
18	208 (100.0)	70 (33.7)	27 (13.0)	104 (50.0)	4 (1.9)	2 (1.0)	- (-)	1 (0.5)	- (-)	- (-)

②8時間を超え深夜に及ぶ場合

年	計	50%	50.1~59.9%			60%	60.1~69.9%			70%以上					
			50.1 ~ 54.9%	55 ~ 59.9%	55.1 ~		60.1 ~ 64.9%	65 ~ 69.9%	65.1 ~	70 ~ 79.9%	70.1 ~ 80%	80.1 ~ 89.9%	90 ~ 99.9%	90.1 ~	
平成16年	270 (100.0)	63 (23.3)	41 (15.2)			70 (25.9)	43 (15.9)			53 (19.6)					
18	215 (100.0)	54 (25.1)	13 (6.0)	15 (7.0)	7 (3.3)	60 (27.9)	9 (4.2)	22 (10.2)	6 (2.8)	13 (6.0)	7 (3.3)	5 (2.3)	- (-)	1 (0.5)	3 (1.4)

(注)1 平成16年調査では、「30%超~50%未満」、「50%超~60%未満」、「60%超~70%未満」及び「70%以上」の割増率については一括して集計している。

2 ()内は計を100.0としたときの割合。

7 年次有給休暇制度【集計第12表~第14表、第16表、第17表】

年次有給休暇年度の基準日における勤続経過期間(勤続年数)別に回答を得た222社から集計した。

(1) 勤続1年未満の者に対する勤続月数別付与日数(勤続3ヵ月、6ヵ月、9ヵ月)【集計第12-1~12-3表】

勤続1年未満の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続月数別にみると、勤続3ヵ月では、「10日」とする企業が47社(勤続3ヵ月の者に対して年次有給休暇を付与する企業202社の23.3%)で最も多く、次いで「15日」が25社(同12.4%)、「12日」が17社(同8.4%)などとなっており、平均は11.8日となっている。

勤続6ヵ月では、「10日」とする企業が93社(集計企業222社の41.9%)で最も多く、次いで「15日」が29社(同13.1%)、「12日」が22社(同9.9%)などとなっており、平均は13.0日となっている。

勤続9ヵ月では、「10日」とする企業が71社(集計企業222社の32.0%)で最も多く、次いで「15日」が33社(同14.9%)、「12日」が27社(同12.2%)などとなっており、平均で13.3日となっている。

(2) 勤続年数別付与日数(勤続1年、5年、6年6ヵ月、10年、20年)【集計第12-4、12-9表、第12-11～12-13表】

年次有給休暇の付与日数を勤続年数別にみると、勤続1年では、「15日」とする企業が44社(集計企業222社の19.8%)で最も多く、次いで「20日」が36社(同16.2%)、「12日」が30社(同13.5%)、「16日」が20社(同9.0%)、「11日」が17社(同7.7%)などとなっており、平均で15.3日となっている。

勤続5年では、「20日」とする企業が99社(集計企業222社の44.6%)で最も多く、次いで「18日」が62社(同27.9%)、「19日」が30社(同13.5%)などとなっている。「21日以上」とする企業は19社(同8.6%)となっており、平均は19.3日となっている。

勤続6年6ヵ月では、「20日」とする企業が199社(集計企業222社の89.6%)で最も多く、次いで「21日」が9社(同4.1%)などとなっており、平均で20.2日となっている。

勤続10年では、「20日」とする企業が191社(集計企業222社の86.0%)と最も多くなっている。「21日以上」とする企業は31社(同14.0%)となっており、平均は20.3日となっている。

勤続20年では、「20日」とする企業が183社(集計企業222社の82.4%)と最も多くなっている。「21日以上」とする企業は39社(同17.6%)となっており、平均は20.5日となっている。

(3) 最高付与日数(表15)【集計第13～14表】

年次有給休暇の最高付与日数をみると、「20日」とする企業が182社(集計企業222社の82.0%)となり、「21日以上」は40社(同18.0%)となっており、平均は20.5日となっている。

最高付与日数にかかる所要勤続年数をみると、「6年」とする企業が81社(集計企業222社の内回答のあった218社の37.2%)と最も多く、次いで「5年」が42社(19.3%)、「1年」が27社(同12.4%)などとなっており、平均は5年2ヵ月となっている。

表15 年次有給休暇の最高付与日数(主たる事業所)

年	集計社数	(社)								平均日数(日)
		20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日以上	
平成6年	385	319	20	16	8	8	11	1	2	20.4
8年	371	304	21	17	8	10	10	1	-	20.5
10年	334	270	19	19	7	7	11	1	-	20.5
12年	343	277	21	15	6	9	13	1	1	20.5
14年	305	255	16	11	5	5	11	-	2	20.5
16年	287	239	16	10	4	7	10	-	1	20.5
18年	222	182	13	12	2	5	6	-	2	20.5

(4) 取得状況(表16)【集計表第16-1～16-3表】

本社と主たる事業所につき、最近1年間の年次有給休暇の取得状況(平成18年6月以前の年次有給休暇年度の実績)をみると、男女計で1人当たりの新規付与日数は20.2日、取得日数は12.7日で、1人当たり年次有給休暇取得率(新規付与日数に対する取得日数の割合)は62.8%となり、前回に比べ5.4ポイント減少している。

1人当たりの取得率の分布をみると、男女計で「50%以上60%未満」とする企業が28社(1人当たりの取得日数について回答のあった集計企業138社の20.3%)で最も多く、次いで「40%以上50%未満」が26社(同18.8%)、「60%以上70%未満」と「70%以上80%未満」がそれぞれ17社(同12.3%)などとなっている。

「1人当たりの取得率が70%以上」とする企業を男女別でみると、「男」で31社(1人当たりの取得日数について回答にあった集計企業106社の29.2%)、「女」で54社(同102社の52.9%)となっている。

表 1 6 年次有給休暇の取得状況（本社と主たる事業所）

年	集計社数(社) (各項目の集計 社数の最大値)			1人当たりの年次有給休暇の取得状況											
				繰越日数(日)			新規付与日数(日)			取得日数(日)			平均取得率(%)		
	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
平成6年	279	209	209	16.0	17.0	11.3	18.9	18.9	17.0	13.5	13.0	12.6	69.3	66.2	75.0
8年	277	205	200	16.6	16.6	13.1	20.0	19.9	19.0	14.0	13.3	14.6	69.9	67.0	76.8
10年	228	163	157	15.8	15.0	14.8	19.3	18.8	18.4	13.3	12.7	13.7	68.9	67.5	74.7
12年	232	174	162	17.9	18.1	17.0	20.5	20.4	20.0	14.4	14.0	15.3	70.4	68.6	76.4
14年	223	166	159	19.1	20.6	18.5	21.2	21.5	21.4	14.2	13.5	15.7	67.1	62.8	73.4
16年	200	142	139	17.3	18.7	16.9	20.2	19.9	19.5	13.8	13.4	14.3	68.2	67.4	73.4
18年	139	109	105	18.3	18.0	16.2	20.2	19.4	18.9	12.7	12.3	13.0	62.8	57.5	65.2

(注) 1 平成14年以前は「主たる事業所」のみの調査である。

2 「1人当たりの年次有給休暇の取得状況」の「男女計」、「男」、「女」の数値については、それぞれの項目ごとに回答を得た社について集計したものであり、集計社数は必ずしも一致していない。

3 集計社数欄の数値は各集計項目の集計社数(各集計項目に回答のあった社数)のうち最大数となるものを表記している(例えば平成18年については、「新規付与日数」における回答社数を集計社数に表記している【集計第16表を参照】)。

(5) 積立・保存による休暇制度(表17)【集計第17表】

失効年休を積立・保存し、特別休暇として利用できる休暇制度のある企業は206社(集計企業233社の8.4%)となっている。その利用に当たり、その利用目的に制限のある企業は188社(積立・保存休暇制度のある企業206社の91.3%)となっている。

表 1 7 年次有給休暇の積立・保存による休暇制度

(社)

年	集計 社数	制度 あり	積立限度日数			利用目的の 制限	
			平均日数 (日)	限度 なし	無回答	あり	なし
平成12年	343	293	43.8	7	-	260	33
14年	306	260	45.5	4	1	229	31
16年	288	241	-	-	-	225	16
18年	233	206	43.8	8	1	188	13

(注) 1 平成16年の「積立限度日数」については、利用目的毎の調査(複数回答)となっており平均日数のデータは存在しない。

2 平成18年の「利用目的の制限」については無回答の企業があるため、その計が「制度あり」とする社数に合致しない。

8 特別休暇等制度

(1) 育児休業(表18)【集計第18-1表】

通常の場合に育児休業をすることができる子の年齢についてみると、「1歳」とする企業が88社(集計企業229社の38.4%)で最も多く、次いで「1歳超～1歳6カ月まで」とする企業が82社(同35.8%)、「1歳6カ月超～3歳まで」が54社(同23.6%)などとなっている。

表18 育児休業をすることができる子の年齢

(社)

年	集計 社数	最長休業期間				
		1歳 (1年を含む)	1年超～ 1年6か月未満	1年6か月超～ 2年未満	2年	2年超
平成14年	306	252	6	10	22	16
16年	286	198	11	14	43	20
年	集計 社数	通常の場合に育児休業をすることができる子の年齢				
		1歳	1歳超～ 1歳6か月まで	1歳6か月超～ 3歳まで	3歳超	
平成18年	229	88	82	54	5	

(注) 1 平成18年調査では育児休業をすることができる「子の年齢」について調査している。

2 平成16年は無回答2社を含む288社を集計社数として表記しているが、当表では無回答企業を除いた286社「(平成16年では「制度に具体的な回答あり」の社数として表記。)を集計社数として表記している。

(2) 勤務時間の短縮(表19)【集計第18-2表】

通常の場合に勤務時間の短縮をすることができる子の年齢についてみると、「3歳」とする企業が95社(集計企業200社の47.5%)と最も多くなっている。「3歳超」とする企業は105社(同52.5%)となっており、うち「小学校就学の始期」とする企業は67社(同33.5%)であった。また、「小学校の就学以降」としている33社(同16.5%)で、うち「小学校3年生(9歳)まで」とする企業が17社と最多であった。

表19 勤務時間の短縮をすることができる子の年齢

(社)

年	集計 社数	通常の場合に勤務時間の短縮をすることができる子の年齢		
		3歳	3歳超 105社	
			3歳超～小学校就学の始期 (うち小学校就学の始期)	小学校就学以降 (うち小学校3年生(9歳)まで)
平成18年	200	95	72 (67)	33 (17)

(注) 「勤務時間の短縮」のみの調査であり、これに換えて他の制度(フレックス制等)を導入していると回答した社については集計していない。

(3) 子の看護休暇(表20)【集計表第18-3表】

通常の場合に認められる子の看護休暇の限度期間(日数)についてみると、「5日」とする企業が183社(集計企業223社の82.1%)と最も多く、「5日超」とする企業は40社(同17.9%)となっている。

表20 子の看護休暇の限度期間(日数)

(社)

年	集計 社数	通常の場合に認められる子の看護休暇の限度期間(日数)			
		5日	5日超 40社		
			5日超～ 10日まで	10日超	その他
18年	223	183	19	12	9

(注) 1 子を対象とした看護休暇のみの調査である。

2 「その他」には「本人の希望日数」等の具体的な日数ではない回答等である。

(4) 介護休業(表21)【集計表第18-4表】

通常の場合に認められる介護休業の限度期間(月数)についてみると、「1年」とする企業が158社(集計企業228社の69.3%)が最も多く、次いで「3カ月(93日)」が36社(同15.8%)などとなっている。

表21 介護休業の限度期間(月数)

年	集計 社数	最長休暇期間				
		3カ月 (93日)	3カ月超 ～6カ月	6カ月超 1年未満	1年	1年超
平成14年	306	37	27	3	225	14
16年	285	44	22	2	196	21
18年	228	36	19	3	158	12

(注)1 平成18年調査において「93日」と回答があった企業については3カ月として集計した。

2 平成16年は無回答3社を含む288社を集計社数(集計表においては無回答1社を含む286社を集計社数)として作成しているが、当表では無回答企業を除いた285社を集計社数として表記している。

(5) 私傷病休暇・休職【集計表第18-5、18-6表】

私傷病休暇制度については92社、私傷病休職制度については155社から回答を得た。

私傷病休暇について、取得できる最長休暇期間をみると、「1カ月超～3カ月」の期間とする企業が38社(私傷病休暇制度を採用していると回答のあった集計企業92社の41.3%)が最も多く、次いで「3カ月超～6カ月」が20社(同21.7%)などとなっており、平均期間は6.0カ月となっている。

私傷病休職について、取得できる最長休暇期間をみると、「2年超～3年」の期間とする企業が60社(私傷病休職制度を採用する回答のあった集計企業155社の38.7%)が最も多く、次いで「1年超～2年」が56社(同36.1%)などとなっており、平均期間は28.1カ月となっている。

(6) 自己啓発のための休暇【集計表第18-7表】

自己啓発のための休暇については、28社から回答を得た。

取得できる最高付与日数をみると、「1年以上」とする企業が10社(自己啓発のための休暇制度のある企業28社の35.7%)で最も多く、次いで「1カ月～3カ月」とする企業が9社(同32.1%)などとなっており、平均期間は1.0月となっている。

9 長期勤続者特別休暇制度(表22)【集計第19-1表、19-2表】

長期勤続者特別休暇制度について「勤続年数のみで決定する休暇制度」のある企業は151社(回答を得た企業196社の77.0%)、「年齢のみで決定する休暇制度」のある企業は20社(同10.2%)、「勤続年数及び年齢で決定する休暇制度」のある企業は30社(同15.3%)となっている。

「勤続年数のみで決定する休暇制度」のある企業について休暇の付与回数をみると、「1回」とする企業が26社、「2回」が28社、「3回以上」が97社となっており、「その他」(報奨金や旅行券等を付与するもの)が111社となっている。

また、「勤続年数のみで決定する休暇制度」のある企業について、勤続年数別付与日数(総日数)の平均をみると、勤続10年で5.8日(集計企業83社)、勤続20年で7.5日(同105社)、勤続30年で7.7日(同108社)などとなっている。

表22 長期勤続者特別休暇制度

(社)

集計社数	勤続年数のみで決定する休暇制度					勤続年数別付与日数の平均		
	制度あり	制度発効回数			その他 (休暇以外の付与)	総日数(日) [集計社数]		
		1回	2回	3回以上		10年	20年	30年
調査産業計 196社	151	26	28	97	111	5.8 [83]	7.5 [105]	7.7 [108]
製造業 124社	88	18	12	58	76	4.6 [52]	6.8 [65]	6.5 [70]

年齢のみで決定する休暇制度					勤続年数及び年齢で決定する休暇制度				
制度あり	制度発効回数			その他 (休暇以外の付与)	制度あり	制度発効回数			その他 (休暇以外の付与)
	1回	2回	3回以上			1回	2回	3回以上	
20	13	3	4	10	30	16	5	9	28
14	9	2	3	7	25	12	4	9	24

(注) 1 「制度発効回数」は、定年に達するまで相当長期に勤続する場合の制度発効回数。

(注) 2 「休暇以外の付与」とは、報奨金や旅行券等の付与といった休暇以外の制度があるもので「制度発行回数」の社と重複している社があり、これらの計は「制度あり」の社数には合致しない。

10 長時間労働に対する取り組み状況等 (表23) 【集計第20表】

調査対象月(平成18年6月)の1カ月間において、週40時間を超える労働が100時間を超えた労働者が「いた」と回答した企業は、78社(同33.2%)となっている。

また、長時間労働に対する健康管理対策の取り組み状況をみると、「産業医等から職場の健康管理(労働時間管理等)の助言を受ける」とする企業が60社(集計企業235社の25.5%)、「労働者本人に対してを産業医等による保健指導、面接指導を行う」とする企業が177社(同75.3%)、「年次有給休暇の取得促進を図る」とする企業が54社(同23.0%)、「年次有給休暇以外に特別な休暇を取得させる」とする企業が19社(同8.1%)などとなっている(複数回答)。

表23 長時間労働者の有無及び健康管理対策

(社)

集計社数	※週40時間を超える労働が100時間を超える労働者がいた企業	健康管理対策の取り組み状況(複数回答)				
		産業医等からの助言指導を得る	労働者に対する産業医等による面接指導	年休の取得促進	特別な休暇の取得	その他
235 (100%)	78 (33.2%)	60 (25.5%)	177 (75.3%)	54 (23.0%)	19 (8.1%)	12 (5.1%)

(注) ※欄については、平成18年6月の1カ月間における調査であり、該当する労働者が1人でもいた場合に回答を得ている。